破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２８４号
神奈川県厚木市上依知147番地４
債務者　新葉企画有限会社
代表者代表取締役　曽我　　勝
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　敦司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後３時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３００号
福岡県久留米市中央町31番地の23
債務者　株式会社マルタカ(旧株式会社高野屋)
代表者代表清算人　中村　千里
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　　賢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午前11時
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３２３号
福岡県うきは市浮羽町西隈上572番地の５
債務者　有限会社佐藤左官工業
代表者代表取締役　佐藤　京七
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高峰　　真
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後２時
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３５１号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目11番６号
債務者　株式会社ＶＬＮ
代表者代表取締役　武甕　芳次
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田辺　保雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月12日午後３時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５２号
東京都渋谷区神宮前６丁目10番８号
債務者　株式会社ＫＴＥ
代表者代表取締役　武甕　芳次
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田辺　保雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月12日午後３時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７６号
横浜市都筑区あゆみが丘19番53―201号
債務者　有限会社谷口工業
代表者代表取締役　谷口　　誠
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　晶久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１７号
横浜市金沢区並木１丁目14番７―101号
債務者　有限会社ワールドクリーン
代表者取締役　最上美恵子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　聡子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後１時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９６号
横浜市青葉区あざみ野２丁目28番17号
債務者　有限会社アンジュ・ブラン
代表者取締役　伴　　章
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　瑞穂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午前11時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８９号
京都府久世郡久御山町佐古外屋敷54番地
債務者　有限会社佐久サッシ
代表者取締役　久保　武司
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　茂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
神戸市西区水谷３丁目９番７号
債務者　株式会社昭建
代表者代表取締役　桝田三樹雄
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午後２時
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
北海道芦別市北二条西１丁目４番地
債務者　芦別印刷株式会社
代表者代表取締役　滝沢　　和
１　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午前10時30分
札幌地方裁判所滝川支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第６５号
愛媛県今治市共栄町３丁目２番地の14
債務者　アワテヤ果物店こと　吉井　雅之
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森岡　宗平
４　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年11月９日午後４時
６　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１０７１号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―1509号
債務者　泉　　和夫
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩田　　満
４　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月12日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０７２号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―1509号
債務者　泉　紀世子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩田　　満
４　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月12日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３号
鳥取県東伯郡北栄町江北487番地18
債務者　福島　康平
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野　泰弘
４　破産債権の届出期間　平成21年10月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部